

令和8年度

会津若松市つながりづくりポイント事業

活動と団体登録のご案内

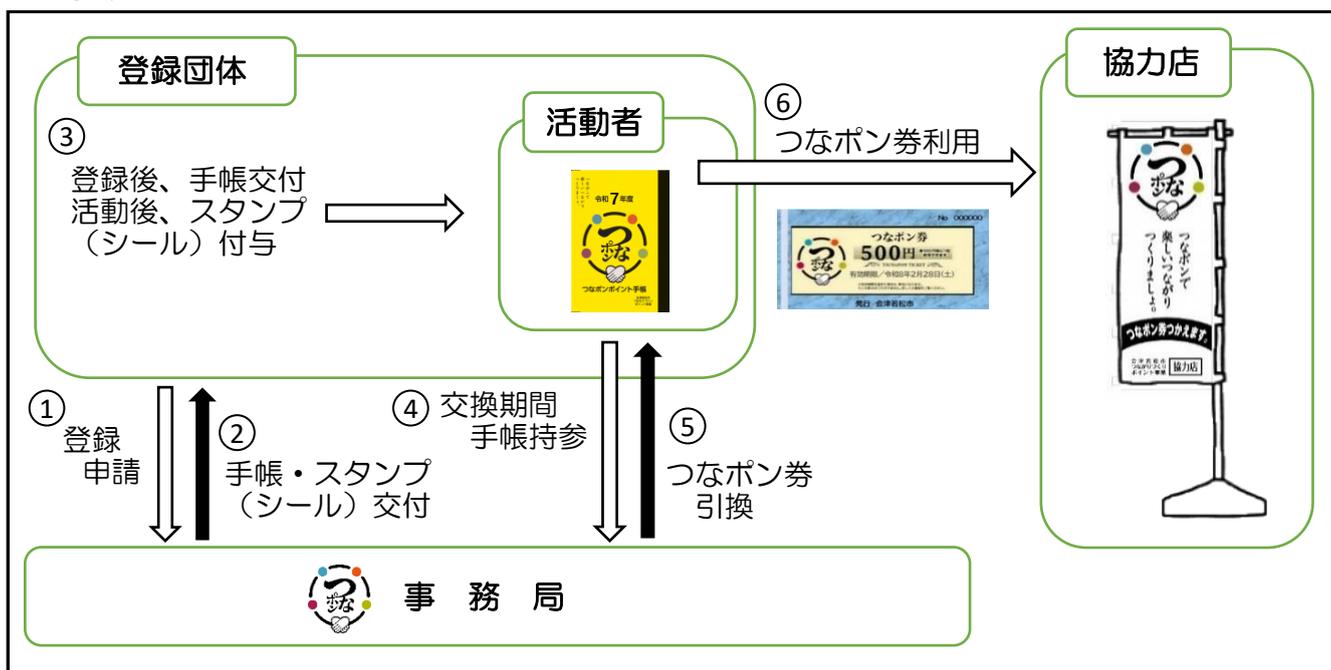


1 つながりづくりポイント事業とは

会津若松市が実施する、市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図るための事業です。ボランティア活動や介護予防活動に参加することでポイントが付与され、貯めたポイント数に応じて、市内協力店のサービスや商品と交換できる利用券（つなポン券）を交付します。

※本事業の愛称は「つなポン」です。

事業のイメージ



2 活動対象者

活動の対象者は、活動の種別ごとに下記のとおりとなっています。

- 支援型：令和8年4月1日現在で12歳以上（小学生を除く。）の会津若松市民及び会津若松市内在学在勤者
- 参加型：令和8年4月1日現在で60歳以上、または障がい者手帳等を有する会津若松市民

※活動の種別については、「3 対象となる活動」をご確認ください。

3 対象となる活動

ポイントの対象となる活動は、すべての活動者が参加できる「支援型」と、60歳以上、または障がい者手帳等を有する市民が参加できる「参加型」があります。

つながりづくりポイント事業は、登録団体での活動が基本になりますので、活動者は、活動を行う「登録団体」に加入する必要があります。（複数の団体で活動を行う場合は、それぞれの団体での登録が必要）

【ポイント対象活動】 ※内容の詳細は「5 活動内容の詳細」をご確認ください。

支援型	付与するポイント：1回2ポイント
<p>対象：高齢者等の支援や地域づくり等のボランティア活動、登録団体等の活動を支援する活動</p> <p>(1) 高齢者や障がい者、こども等を支援するボランティア活動、地域づくりや環境美化等のボランティア活動</p> <ul style="list-style-type: none">①いきいき百歳体操サポーター②インターネット動画・スマホ支援③傾聴による支援④地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動⑤地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動⑥地域支援ネットワークボランティア⑦障がい者、こども等へのボランティア⑧その他（地域づくり活動、環境美化活動等） <p>(2) 登録団体等の活動を支援する活動、ポイント管理責任者等</p> <ul style="list-style-type: none">①老人クラブ支援②地域サロン支援③いきいき百歳体操支援④その他の団体（学習活動団体、スポーツ活動団体、趣味の活動団体等）支援	
参加型	付与するポイント：1回1ポイント
<p>対象：高齢者等の社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動</p> <p>(1) 社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動</p> <ul style="list-style-type: none">①あいづわくわく学園②ゆめ寺子屋 <p>(2) 団体登録した老人クラブ、地域サロン、いきいき百歳体操等への参加</p> <ul style="list-style-type: none">①老人クラブ②地域サロン③いきいき百歳体操④その他（学習活動、スポーツ活動、趣味の活動等）	

4 登録団体の条件

つながりづくりポイント事業で活動者がポイント付与を受けるためには、登録団体での活動が必要となります。

(1) 募集する団体

「3 対象となる活動」に記載した、ポイント対象活動を行う団体

(2) 登録団体の条件

登録団体となるためには、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ・「1 活動対象者」に記載した活動者が5名以上いること
 - ※団体に活動対象者以外の方がいても登録可能ですが、その方はポイント付与の対象にはなりません。
 - ※参加型の活動を行う団体のポイント管理責任者及び副責任者は、支援型の活動対象者となります。
- ・つながりづくりポイント事業の趣旨に賛同していること
- ・活動の趣旨が、介護予防、地域の支え合い活動につながるものであること
- ・活動は主に市民を対象としたものであり、活動場所も市内であること
- ・登録団体への申し込み窓口、参加方法が明確であること
- ・登録団体として公表することを了承し、活動の参加希望者を可能な範囲で受け入れること
- ・ポイント管理責任者・副責任者を定め、ポイント取扱いに責任を持つこと
 - ※希望する団体は、ポイント管理副責任者を団体登録人数20名ごとに1名追加することができます。（「登録人数20名以上の団体」）
- ・暴力団、政治、宗教活動でないこと
- ・営利を目的とした活動でないこと

(3) 登録団体情報の掲載

登録団体の情報を登録団体一覧及びホームページへ掲載します。

5 活動内容の詳細

支援型：高齢者等の支援や地域づくり等のボランティア活動、登録団体等の活動を支援する活動

(1) 高齢者や障がい者、こども等を支援するボランティア活動、地域づくりや環境美化等のボランティア活動

①いきいき百歳体操サポーター

いきいき百歳体操や介護予防活動を行う団体を支援する活動を対象とします。

- ・体操のしかた、各種測定、会場設営等の支援を行うものとします。

②インターネット動画・スマホ支援

地域の高齢者にインターネット動画及びスマートフォンの使用について支援する活動を対象とします。

- ・主にスマートフォンにより、情報収集、SNS、動画視聴等ができるよう支援を行うものとします。

③傾聴による支援

地域の高齢者の話し相手を通して傾聴を行う活動を対象とします。

- ・対面及び電話等での傾聴を行うものとします。

④地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動

町内会や団地等の地域住民の支援者グループ（団体）で、高齢者が生活する中でちょっとした困りごと（活動例：買い物代行、ごみ出し、電球の取り換え、簡単な家屋内外の修理など。※）に対して、サポートを行う活動を対象とします。

※活動例のため、地域での活動が対象となるかご不明な点をご相談ください。

⑤地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動

町内会や団地等の地域住民の支援者グループ（団体）で、1人暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象とした見守り（活動例：家庭訪問や電話による声掛け、郵便物や新聞が溜まっていないか、夜に電気がついていないか気にかけるなどの安否確認等）を定期的に行う活動を対象とします。

⑥地域支援ネットワークボランティア

地域支援ネットワークボランティアの活動を対象とします。

⑦障がい者、こども等へのボランティア

障がい者、こども等へのボランティア活動を対象とします。

⑧その他（地域づくり活動、環境美化活動等）

地域づくり活動、環境美化活動等のボランティア活動を対象とします。

※ボランティア活動は、自主的で報酬がない活動を対象とします。ただし、活動経費・交通費等の実費分については、報酬とはみなしません。

(2) 登録団体等の活動を支援する活動、ポイント管理責任者等

①老人クラブ支援

会津若松市老人クラブ連合会または単位老人クラブを支援する団体、または単位老人クラブに属し運営等の支援を行う活動を対象とします。

- ・会津若松市老人クラブ連合会または単位老人クラブの支援の内容は、老人クラブ連合会の依頼に基づく支援とします。

- ・運営等の支援とは、所属する団体のポイント手帳の受け渡しやポイント管理を行い、市高齢福祉課との連絡窓口となるポイント管理責任者及び副責任者の活動とします。

※責任者及び副責任者は、原則1年間（令和8年度中）同じ者とします。

②地域サロン支援

地域サロンに属し運営等の支援を行う活動を対象とします。

- ・運営等の支援の考え方は、老人クラブ支援と同様です。

③いきいき百歳体操支援

いきいき百歳体操を行う団体に属し運営等の支援を行う活動を対象とします。

- ・運営等の支援の考え方は、老人クラブ支援と同様です。

④その他の団体（学習活動団体、スポーツ活動団体、趣味の活動団体等）支援

学習活動団体やスポーツ活動団体、趣味の活動団体等に属し運営等の支援を行う活動を対象とします。

- ・運営等の支援の考え方は、老人クラブ支援と同様です。

参加型：高齢者等の社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動

(1) 社会参加の促進や介護予防の推進を図るための活動

①あいづわくわく学園

あいづわくわく学園への参加・活動を対象とします。

②ゆめ寺子屋

ゆめ寺子屋への参加・活動を対象とします。

(2) 団体登録した老人クラブ、地域サロン、いきいき百歳体操等への参加

①老人クラブ

単位老人クラブへの参加・活動を対象とします。

②地域サロン

地域サロンへの参加・活動を対象とします。

③いきいき百歳体操

いきいき百歳体操への参加・活動を対象とします。

④その他（学習活動、スポーツ活動、趣味の活動等）

学習活動団体やスポーツ活動団体、趣味の活動団体等への参加・活動を対象とします。

6 ポイントの貯め方・交換方法

(1) ポイント手帳をもらう（手帳は1人につき一冊を交付します）

自分が所属する登録団体からポイント手帳の交付を受けます。

※活動者が複数の団体に所属している場合は、手帳を交付する登録団体を事務局が決定します。

(2) ポイント（スタンプ、シール）を貯める

ポイント手帳を持って、ポイントの対象となる活動に参加し、自分が所属する登録団体のポイント管理責任者にポイントスタンプを押印（シールを貼付）してもらいます。

年度ごと最大60ポイント（6,000円）まで貯めることができます。

①ポイントが貯められる期間

令和8年4月1日（水）～ 令和9年3月31日（水）

②利用券のポイント換算（次表をご確認ください）

【ポイント換算表】 1ポイント100円換算

年間ポイント数	利用券額
5ポイント	500円
10ポイント	1,000円
15ポイント	1,500円
20ポイント	2,000円
25ポイント	2,500円
30ポイント	3,000円
35ポイント	3,500円
40ポイント	4,000円
45ポイント	4,500円
50ポイント	5,000円
55ポイント	5,500円
60ポイント（上限）	6,000円

※利用券（つなポン券）は5ポイント毎に交換できます。

(3) 利用券と交換する

住所・氏名・登録団体名などポイント手帳に必要事項が記入されていることを確認し、提出期間内に市高齢福祉課へ提出してください。手帳に貯まったポイントを確認して、有効ポイント数に応じ利用券（つなポン券）をお渡しします。

- ・提出期間：令和8年10月1日（木）～令和8年12月28日（月）
令和9年4月1日（木）～令和9年6月30日（水）
- ・提出方法：市高齢福祉課の窓口へ直接持参

※利用券は500円単位です。

※60ポイントまで貯まっていなくても、10月～12月に交換することができます。

その場合、貯まったポイントに応じた利用券（つなポン券）をお渡しし、ポイント手帳はお返ししますので、令和9年3月31日までさらにポイントを貯めることができます。

（4）利用券（つなポン券）を使う

利用券（つなポン券）は、別に定める市内協力店で利用することができます。

- ・利用期間：令和8年10月1日（木）～令和10年2月29日（火）
- ※協力店は利用券（つなポン券）交換の際にお知らせするほか、ホームページで確認することができます。

※利用券（つなポン券）を利用する際は、利用券に記載されている留意事項をご確認ください。

7 登録団体のポイント管理責任者（副責任者）の役割

ポイント管理責任者及び副責任者の方には、ポイントスタンプ（シール）の管理等をお願いすることになります。団体でご相談の上、責任者等の決定をしてください。

（1）ポイントの付与・管理

参加者のポイント手帳にポイントスタンプを押印し（シールを貼付し）、活動日及び登録団体番号を記入します。

付与した日付やポイント数を記録しておいてください。その際、ポイントスタンプ押印管理簿をご活用ください。

（2）ポイントスタンプ（シール）の管理

ポイントスタンプ（シール）を管理します。

ポイントスタンプ（シール）は、現金と同様ですので、紛失しないようにしてください。

（3）活動実績の報告（ポイントシールの返却）

1年間の活動が終わった際に、実績報告書（第6号様式、第7号様式）、ポイントスタンプ押印管理簿と余ったポイントシール（配布の団体のみ）を市高齢福祉課へ提出してください。

翌年度も引き続き活動する場合、ポイントスタンプは返却不要です。

8 登録団体申請から決定までの流れ

(1) 団体の登録を希望する場合は、次の手続きを行ってください。

①必要書類の作成

- ・（第1号様式）会津若松市つながりづくりポイント事業団体登録申請書
- ・（第2号様式）つながりづくりポイント事業活動計画書
- ・（第12号様式）会津若松市つながりづくりポイント手帳等交付申請書兼手帳交付申請者名簿

②必要書類を市高齢福祉課へ提出

申請書類は、FAX・メール・郵送でも受付します。

(2) 申請後、市高齢福祉課で申請内容の審査を行います。

審査で不明な点があれば問い合わせを行う場合があります。

(3) 登録の可否の通知を送付します。

(4) 登録決定となった団体には、ポイント手帳、ポイントスタンプ（シール）等を送付します。

9 申し込み・問い合わせ先

会津若松市役所 高齢福祉課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1290

FAX：0242-39-1431

メール：korei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

URL：<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2021080100013/>

※記載内容については、今後変更する場合があります。